

令和6年度秋田県観光文化スポーツ部食のあきた推進課関係補助金等交付要綱

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第9章第2節の規定に基づき、令和6年度秋田県観光文化スポーツ部食のあきた推進課関係補助金等交付要綱を次のように定める。

（補助事業等及び補助金等の額等）

第1条 秋田県観光文化スポーツ部食のあきた推進課関係補助金等（以下「補助金等」という。）の交付の対象とする事務又は事業（以下「補助事業等」という。）、補助金等の補助率及び金額並びに交付申請書の提出期限及びその経由機関等は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金等交付申請書）

第2条 財務規則第247条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 事業等実施計画書（様式第2号）
- 二 収支予算書（様式第3号）
- 三 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（補助金等交付の条件等）

第3条 補助金等の交付を決定するに際しては、財務規則第249条の規定により次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- 一 補助金等を補助事業等の目的以外に使用しないこと。
 - 二 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (1) 補助事業等に要する経費の配分を変更（別表第2に掲げる軽微な変更を除く。(2)において同じ。）するとき。
 - (2) 補助事業等の内容を変更するとき。
 - (3) 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。
 - 三 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - 四 法令その他の関係規程を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。
- 2 前項第2号の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
- 一 交付条件等変更承認申請書（様式第4号）
 - 二 補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）
- 3 第1項第3号の規定による知事の指示を受けるときは、補助事業等実施状況報告書（様式第6号）によるものとする。

（交付決定通知）

第4条 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書（様式第7号）によるものとし、財務規則第252条第2項において準用する財務規則第250条の規定による交付決定の変更等の通知は、補助金等交付決定変更等通知書（様式第8号）によるものとする。

（状況報告等）

第5条 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況

報告書（様式第9号）により、別に定める日までに提出するものとする。

- 2 補助事業等の着工（発注を含む。）は、前条の通知後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に着工する必要がある場合であつて、当該着工が妥当である場合には、補助金等の交付申請者は、あらかじめ知事の適正な指導を受けた上で、当該着工の理由を明記した交付決定前着工届（様式第14号）を知事に提出するものとする。
- 3 前項ただし書の規定により補助金等の交付決定前に着工しようとする者は、補助金等の交付決定が確実となつてから着工するものとする。この場合において、当該者は、当該着工について知事は一切の責任を負わず、かつ、当該着工に係る全ての損失等は自らの責任である旨を了知して着工するものとする。

（実績報告書）

第6条 財務規則第255条に規定する実績報告書は、様式第10号によるものとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 事業等実績書（様式第2号）
 - 二 収支精算書（様式第11号）

（実績報告に基づく交付決定の変更の通知）

第6条の2 財務規則第256条の規定による交付決定の変更の通知は、様式第8号によるものとする。

（補助金等の請求並びに概算払及び前金払）

第7条 補助金等の請求は、請求書に請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

- 2 財務規則第258条第2項から第4項までの規定により概算払又は前金払することができる補助金等の種類、限度額及び交付時期は、別表第3に定めるとおりとし、補助金等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払（前金払）申請書（様式第12号）に請求書（様式第15号）を添えて提出するものとする。

（財産処分の制限等）

第8条 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は、取得価格又は効用の増加価額が50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

- 2 前項の規定による知事の承認の申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第13号）によるものとする。

（要領への委任）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、要領に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。